

▶【調整指数表】

	No.	条件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がい有する場合	3
	4	保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の配慮	7	育児休業取得により、一度退所し、育児休業明けに、保育所を入所希望	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	3
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している	3
	10	転居による転園、転入による入所希望(転出元で施設型保育施設在園児に限る)	1
その他	11	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	12	産休・育休期間満了後に入所希望	3
	13	出産・育児するために離職して、一度退所したが、就労に伴い出産後1年以内に保育所を希望	3
	14	親族等の協力者なし	1
減点	15	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無いまたは納付約束を履行しない)	-10

▶【指数の合計が同点の場合の優先順位】

第1段階	基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に優先する(マイナス調整は除く) ※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する
第3段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在>疾病・障がい>就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧 (主に保育にあたる者の保育を必要とする理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する

※ 指数表(基準・調整)及び優先順位は、社会環境の変化などにより見直す場合があります。

指数の合計が同点の場合の事例

両親世帯(父母就労、子どもが障がい有している)

	基準指数		調整指数	合計指数
	父	母		
保育の必要性	月160時間以上の就労を常態	月120時間以上の就労を常態	子どもが障がい有している	
指数及び優先順位	10	8	3	21

ひとり親世帯(母就労)

	基準指数		調整指数	合計指数
	父	母		
保育の必要性		月64時間以上の就労を常態	ひとり親世帯	
指数及び優先順位	10	5	6	21

左の世帯は、右の世帯に比べて、「第1段階」の基準指数(母8点>母5点)が高いため、左の世帯が優先されます。

ひとり親世帯(母就労)

	基準指数		調整指数	合計指数
	父	母		
保育の必要性		月160時間以上の就労を常態	ひとり親世帯	
指数及び優先順位	10	10	6	26

両親世帯(父母就労、育児休業取得による一旦退所後、再入所希望)

	基準指数		調整指数	合計指数
	父	母		
保育の必要性	月160時間以上の就労を常態	月160時間以上の就労を常態	再入所希望	
指数及び優先順位	10	10	6	26

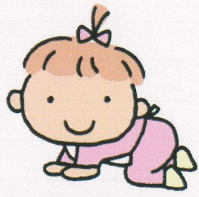
左の世帯は、右の世帯に比べて、「第2段階」の調整指数(福祉的配慮>養育環境の配慮)が高いため、左の世帯が優先されます。



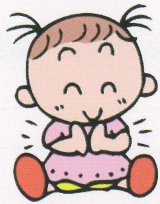


教育や保育に要する費用はどの位かかるの？

お子さまにかかる1か月あたりの保育費用は、年齢別では以下のとおりになります。



0歳児
約200,000円



1~2歳児
約130,000円

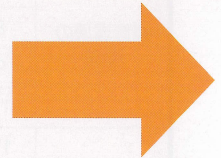


3歳児
約73,000円



4~5歳児
約66,000円

保育費用の分担は
右の図のとおりに
なります。



保育料はどうなるの？



宇都宮市の「保育料」は、【右の表(12ページ)】をご覧ください。

市が定める「保育料」のほかに、施設や事業者の判断によって、教育・保育の質の向上に充てるための費用や文房具代・制服代などの費用の徴収があります。

【参考】

国が定める「保育料」

教育標準時間認定(1号認定)の保育料(月額)

階層区分	保育料	
	教育標準時間	
①生活保護世帯	0円	
②市民税所得割非課税世帯	3,000円	
③市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	
④市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	
⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	

注意
【左の表】の
保育料は、実際、
負担する保育料
ではありません。



保育認定(2号認定《満3歳以上》・3号認定《満3歳未満》)の保育料(月額)

階層区分	2号認定保育料		3号認定保育料	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③市民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④市民税所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市民税所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥市民税所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦市民税所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧市民税所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

注意
【左の表】の
保育料は、実際、
負担する保育料
ではありません。

※ただし、「お子さまにかかる1か月あたりの保育費用」が上限

